# 桂川町

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画



令和3年3月 桂 川 町

## はじめに

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第6次桂川町総合計画」では「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち"けいせん"」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉分野の施策として「誰もが住み慣れた桂川町で、安心してともに暮らすことのできる地域福祉のまちづくり」を掲げ、障がい福祉の充実に取り組んでまいりました。

国が平成30年3月に策定した第4次障害者基



本計画の基本理念では、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己表現できるように支援する」とされており、障がいのある方の地域生活に関する支援や社会参加への支援、障がいのある子どもへの支援等の充実が求められております。

このような状況の中、本町においても、障がいの有無によって分け隔てられることのない「地域共生社会」を実現するため、障がいのある方や障がいのある子どもの自己決定を尊重しその支援に配慮し、障がいのある方や障がいのある子どもの自立と社会参加の実現を図るべく、各種サービスや支援の提供体制の整備を推進するために「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

今後も「互いに理解し、支え合い、ともに生きる」という障がい者計画の基本理念のもと、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざしてまいります。

また、「地域共生社会」の実現には地域の皆様のご理解とご協力が必要と考えておりますので、何卒ご支援をお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

令和3年3月

#川町長 井上 初一

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第 1 1	節 計画策定の背景と趣旨	1
第2	節 計画の位置付け	7
第31	節 計画の期間	9
第41	節 計画の策定と推進の方法	10
1	計画の策定方法	10
2	計画の推進方法	11
第2章	障がいのある人を取り巻く状況	13
第 1 1	節 人口・世帯の状況	13
1	人口構成の状況	13
2	世帯構成の状況	14
第21	節 障害者手帳所持者などの状況	15
1	身体障がいのある人の状況	15
2	知的障がいのある人の状況	16
3	精神障がいのある人の状況	17
4	難病患者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第31	節 サービス給付費の状況	20
第3章	計画の基本的な考え方	22
第 1 1	節 基本的な視点	22
1	地域共生社会の実現に向けた取組	22
2	自己決定の尊重と意思決定の支援	22
3	身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供	22
4	障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援	23
第21	節 サービス・支援の体系	24
第4章	障がい福祉サービス	26
第 1 3	節 訪問系サービス	26
1	サービスの内容、実績及び見込量	26
2	支援の方向性	28
第21	節 日中活動系サービス	29
1	サービスの内容、実績及び見込量	29
2	支援の方向性	33
第31	節 居住系サービス	34
1	サービスの内容、実績及び見込量	34
2	支援の方向性	35

第41	節 相談支援	36
1	サービスの内容、実績及び見込量	36
2	支援の方向性	37
第5章	地域生活支援事業3	8
第1	節 必須事業	38
1	サービスの内容、実績及び見込量	38
2	支援の方向性	42
第21	節 任意事業	44
1	サービスの内容、実績及び見込量	44
2	支援の方向性	45
第6章	障がいのある子どもへの支援	16
第11	節 通所支援	46
1	サービスの内容、実績及び見込量	46
2	支援の方向性	47
第2	節 障がい児相談支援	48
1	サービスの内容、実績及び見込量	48
2	支援の方向性	48
第7章	令和5年度に向けた数値目標	19
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	49
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
3	地域生活支援拠点等の整備	49
4	福祉施設から一般就労への移行等	50
5	障がい児支援の提供体制の整備等	50
資料編	5	3
1 ‡	桂川町障害者施策推進協議会規則	53
	· 桂川町障害者施策推進協議会委員名簿	
3 1	計画策定の経緯	55

## 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービス\*1などについては、平成15年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度\*2に転換した後、平成18年度の「障害者自立支援法\*3」の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法\*4」)」が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度に施行された改正「児童福祉法\*5」により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービス\*6などが創設されました。また、平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、「児童福祉法」の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

桂川町においては、「障害者総合支援法」(平成25年度以前は「障害者自立支援法」)に基づく「桂川町障がい福祉計画」の第1期計画(平成19年度~20年度)、第2期計画(平成21年度~23年度)、第3期計画(平成24年度~26年度)、第4期計画(平成27年度~29年度)、第5期計画及び、「児童福祉法」に基づく「桂川町障がい児福祉計画」の第1期計画(平成30年度~令和2年度)により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした桂川町の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「桂川町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度~令和5年度)」(以下、「本計画」)を策定し、桂川町における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法\*7」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい\*8を含む)その他の心身の機能の障がいのある人で、障がい及び社会的障壁\*9により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

第1章 計画の策定にあたって 第1節 計画策定の背景と趣旨

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

#### 【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き 国の動き
平成 14 年	●障害者基本計画*10 (第2次) の策定
2002年	● に 日 全 本 の に 回
平成 15 年	◆支援費制度の発足
2003年	・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17年	〇発達障害者支援法 <sup>*11</sup> 施行
2005年	・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域 の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	〇障害者自立支援法 施行
2006年	・3障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)に係る制度の一元化
	・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化
	Oバリアフリー法*12 施行
	・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進・心のバリアフリーの推進
	・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進
T + 10 =	・障がいのある人に対する教育の機会均等について規定
平成 19 年 2007 年	<b>★障害者権利条約*<sup>14</sup> 署名</b>
平成 21 年	〇[改正] 障害者雇用促進法*15 施行
2009年	・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	〇[改正] 障害者自立支援法 施行
2010年	・応能負担の原則化・発達障がいを対象として明示
平成 23 年	O[改正] 障害者基本法 施行
2011年	・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	〇[改正] 障害者自立支援法 施行
2012年	・相談支援体制の強化
	〇[改正] 児童福祉法 施行
	・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設
	・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 - ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	〇障害者総合支援法 施行(障害者自立支援法の改正)
2013年	・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し(難病などを追加)
	〇障害者優先調達推進法 <sup>*17</sup> 施行
	・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け
	◆ <b>障害者雇用率*18引き上げ</b>
	・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画(第3次)の策定
平成 26 年	★障害者権利条約 批准
2014年	

年	国の動き
平成28年2016年	○障害者差別解消法*19 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮*20不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行
	・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助  〇[改正]発達障害者支援法 施行
	・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年 2017 年	●成年後見制度利用促進基本計画*21の策定
平成30年	●障害者基本計画(第4次)の策定
2018年	〇 [改正] 障害者総合支援法 施行
	・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・共生型サービスの創設
	〇 [改正] 児童福祉法 施行
	・居宅訪問型児童発達支援の創設 ・保育所等訪問支援の拡充 ・医療的ケアを
	要する障がい児の適切な支援のための保健、医療、福祉などの連携促進
	・障がい児福祉計画の策定義務・共生型サービスの創設
	〇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律*22 施行
	・文化芸術を鑑賞、参加、創造できるための環境整備 〇ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に
	○ユニバーリル社会の美貌に向けた始旭泉の総合的がラー体的な推進に 関する法律*23 施行
	•「ユニバーサル社会」や「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策」の定義
	・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表
	・ユニバーサル社会・議の設置
	◆障害者雇用率引き上げ
	・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和3年	◆障害者雇用率引き上げ
2021年	・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ

★:条約関係 ○:法令関係 ●:計画関係 ◆:施策関係 •:内容の説明

<sup>\*1</sup> **障がい福祉サービス:**障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

<sup>\*2</sup> **支援費制度**: 都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成15年から開始された障がい福祉サービスの利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成18年に施行された障害者自立支援法、さらに、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

<sup>\*3</sup> **障害者自立支援法**: 障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

- \*4 **障害者総合支援法**:障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。
- \*5 **児童福祉法**:児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置付けられている法律。
- \*6 **放課後等デイサービス:**児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や 夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することによ り、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所 づくりを行うサービス。
- \*7 **障害者基本法**: 障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画 (障害者計画)の策定を義務付けている。
- \*8 **発達障がい:**自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- \*9 **社会的障壁**:障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒の学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。
- \*10 **障害者基本計画:**障害者基本法第11条第1項に基づき、国が障がいのある人の自立及び社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。
- \*11 **発達障害者支援法**:長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置付けを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。
- \*12 バリアフリー法: 高齢者や障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造及び設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上及び施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

- \*13 **教育基本法**:日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の 運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成18年 12月に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和22年公布・施行の教育基本法の全部を改 正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及 び地方公共団体は、障がいのある人が、その障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、 教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。
- \*14 **障害者権利条約**:平成18年、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む)及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重ならびに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障がいのある人の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービスなどの利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障がいのある児童の発達しつつある能力の尊重及び障がいのある児童がその同一性(アイデンティティ)を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障がいに基づくいかなる差別もなしに、全ての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。 なお、日本は平成19年に署名、平成26年に批准した。
- \*15 **障害者雇用促進法**:身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定 割合以上雇用することを義務付けた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。 障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。 職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めてい る。
- \*16 **障害者虐待防止法:**障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある人を現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。
- \*17 **障害者優先調達推進法**:障がい者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。
- \*18 **障害者雇用率(法定雇用率):**障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。
- \*19 **障害者差別解消法:**国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
- \*20 **合理的配慮**:障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由 及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適 当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。 ま た、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、 障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

- \*21 **成年後見制度利用促進基本計画:**成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条に基づき、 国が成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する もので、国が講じる成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画として位置付けられている。
- \*22 **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律:**障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・ 創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律で、施設のバリ アフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を 発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などを 定めたもの。
- \*23 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律:ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国などの責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定などに当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする法律。

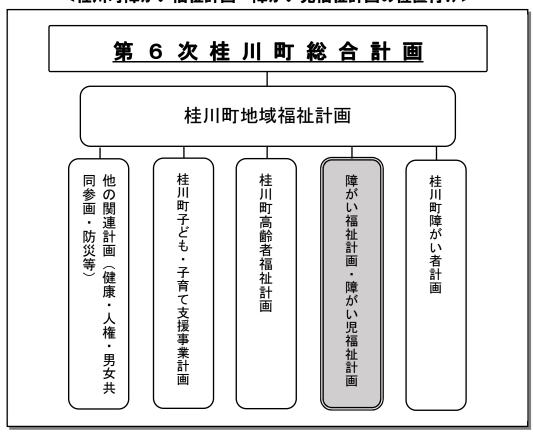
## 第2節 計画の位置付け

桂川町障がい福祉計画は、「障害者総合支援法\*1」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、また、桂川町障がい児福祉計画は、「児童福祉法\*2」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。また、桂川町では、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

「障害者基本法\*3」に基づく桂川町障がい者計画が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、桂川町障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置付けられます。

桂川町障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「福岡県障がい者福祉計画」、また、 桂川町における上位計画である「桂川町総合計画」との整合を図りつつ、「桂川町障がい者計画」や、「桂川町地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

#### <桂川町障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置付け>



- \*2 **児童福祉法**:児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置付けられている法律。
- \*3 **障害者基本法**: 障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画 (障害者計画)の策定を義務付けている。

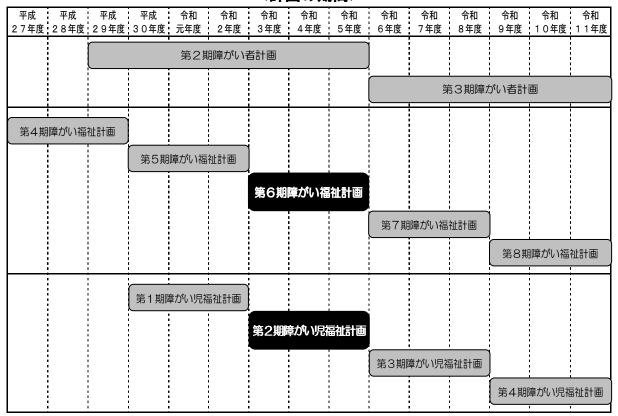
<sup>\*1</sup> **障害者総合支援法**: 障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

## 第3節 計画の期間

第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

#### <計画の期間>



## 第4節 計画の策定と推進の方法

## 1 計画の策定方法

本計画の策定を通して、行政と住民の関係や、行政自体の姿勢や仕組みを見直していくことが大切になるため、本計画については、町議会議員や保健医療関係者、福祉関係者、関係行政機関などが参加、ならびに地域住民の意見を反映させるため、「桂川町障害者福祉施策推進協議会」において審議します。また、パブリックコメント\*1制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

#### 調査・分析

- ・人口や世帯などの統計資料の分析
- 障害者手帳所持者の統計資料の分析
- ・障がい福祉サービスの利用実績の分析
- ・障がい児福祉サービスの利用実績の分析
- 地域生活支援事業の利用実績の分析
- ・既存計画などの文献調査

など

現状・課題の抽出

#### 桂川町障害者施策推進協議会

第1回:計画の策定の趣旨と方法の説明

(令和2年 9月28日)

第2回:計画骨子案の説明、協議

(令和2年11月30日)

第3回:計画素案の説明、協議

(令和3年 1月26日)

パブリックコメント(令和3年3月5日~3月18日)

### 2 計画の推進方法

#### (1) 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、健康福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

#### (2) 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度を活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク\*2の充実と機能強化を図っていくとともに、町内で実施していないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

#### (3) さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい者基幹相談支援センター\*3及び相談支援事業所、障がい福祉サービス\*4事業所や障がい児福祉サービス\*5事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

#### (4) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル\*6」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などについて、住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所施設事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー\*7」の実現を進めます。

- \*2 **飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク**: 平成21年度に地域自立支援協議会として発足 (飯塚市・嘉麻市・桂川町の共同設置)。相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関す るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置し、圏域における 障がい者福祉に関する課題等について具体的な協議を行うことで、圏域の障がい者福祉に関する 問題の解決やネットワークの構築のための中心的役割を担う協議会をめざしたもの。
- \*3 **基幹相談支援センター:**障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担う。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を続けていくことができるよう支援する。
- \*4 **障がい福祉サービス:**障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。
- \*5 **障がい児福祉サービス**: 障がいのある子どもを支えるための児童福祉法に基づくサービス。未 就学児を対象とした児童発達支援、就学児が授業後や休みの日に通う放課後等デイサービスのほ か、保育所等訪問支援などがある。
- \*6 **社会モデル**: 障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会的障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会的障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障がい」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。
- \*7 **バリアフリー**:障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

<sup>\*1</sup> パブリックコメント: (国民、都道府県民、市町村民など) 公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

## 第1節 人口・世帯の状況

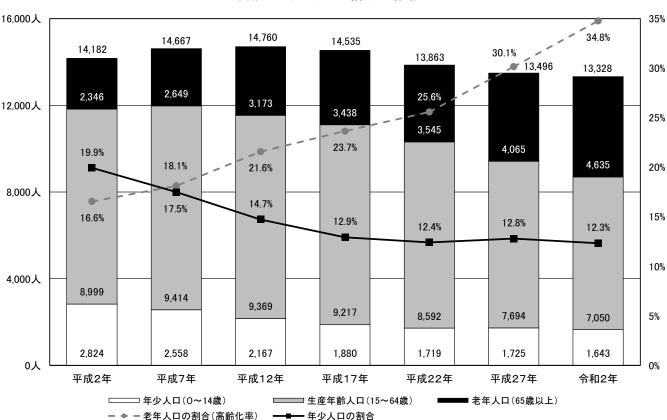
### 1 人口構成の状況

国勢調査に基づく桂川町の総人口は、平成2年の14,182人から、平成12年には14,760人となり、その後減少に転じ、平成27年には13,496人となりました。

国勢調査に基づく年少人口(0~14歳)は、総人口に占める割合でみると、平成2年に19.9%であったものが、平成27年には12.8%に減少し、生産年齢人口(15~64歳)についても平成2年の63.5%から平成27年には57.1%に減少しました。逆に、老年人口(65歳以上)の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.6%であったものが、平成27年には30.1%に増加しました。

令和2年の住民基本台帳(9月末現在)に基づく総人口は、13,328人となりました。 年少人口は1,643人、生産年齢人口は7,050人、老年人口は4,635人となり、年少人口の総人口に占める割合は12.3%、高齢化率は34.8%になりました。

桂川町では、急速に少子高齢化が進行している様子がうかがえます。



<年齢3区分別人口構成の推移>

資料:国勢調査(平成2年~平成27年) 住民基本台帳(令和2年9月末)

※総人口は年齢不詳を含む

### 2 世帯構成の状況

桂川町の一般世帯\*1数は、平成2年の4,522世帯から平成27年の5,205世帯となり、 25年間で683世帯増加しました。

核家族世帯(夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯)の一般世帯に占める割合は、減少傾向となりました。核家族世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の割合に注目すると、平成2年に13.1%であったものが、平成27年には20.8%となりました。

単独世帯(ひとり暮らしの世帯)をみると、平成2年の756世帯から平成27年には1,392世帯となり、25年間で636世帯増加しました。単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らし世帯の割合に注目すると、平成2年に43.4%であったものが、平成27年には56.3%となりました。

桂川町では、高齢者夫婦のみや高齢者のひとり暮らし世帯など、高齢者のみの世帯が急速 に増加している様子がうかがえます。

#### <世帯構成の推移>

単位:世帯

	40.111.444	技完佐		∺ X中	
	一般世帯	核家族 世帯	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯	高齢者 ひとり暮らし
	4,522	2,866	376	756	328
平成2年	100.0%	63.4% 100.0%	8.3% 13.1%	16.7% 100.0%	7.3% 43.4%
	4,765	2,992	398	868	403
平成7年	100.0%	62.8% 100.0%	8.4% 13.3%	18.2% 100.0%	8.5% 46.4%
	4,993	3,118	473	993	496
平成12年	100.0%	62.4% 100.0%	9.5% 15.2%	19.9% 100.0%	9.9% 49.9%
	5,249	3,216	500	1,213	619
平成17年	100.0%	61.3% 100.0%	9.5% 15.5%	23.1% 100.0%	11.8% 51.0%
	5,204	3,146	531	1,306	671
平成22年	100.0%	60.5% 100.0%	10.2% 16.9%	25.1% 100.0%	12.9% 51.4%
	5,205	3,139	653	1,392	783
平成27年	100.0%	60.3% 100.0%	12.5% 20.8%	26.7% 100.0%	15.0% 56.3%

資料:国勢調査

<sup>\*1</sup> 一般世帯: 昭和60年以降の国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。一般世帯とは、① 住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、② ①の世帯と住居をともにし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者、③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎や独身寮などに居住している単身者などを指す。「施設等の世帯」は、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者などを指す。

## 第2節 障害者手帳所持者などの状況

## 1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳\*1の所持者数は、平成28年度の922人から令和2年度には819人となり、103人減少しました。

年代別でみてみると、令和2年度では、18歳未満の身体障害者手帳所持者は7人で全体の0.9%、18歳から64歳までの青牡年期の身体障害者手帳所持者数は192人で全体の23.4%、65歳以上の高齢者が最も多く620人で全体の75.7%を占めました。また、障がい程度別でみてみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。令和2年度では、身体障害者手帳1級の所持者と2級の所持者を合わせると379人で、全体の46.3%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が4割を超えました。障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和2年度では456人で、全体の55.7%を占めました。

#### <身体障害者手帳所持者数の推移>

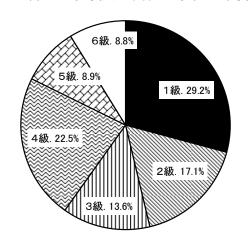
単位:人

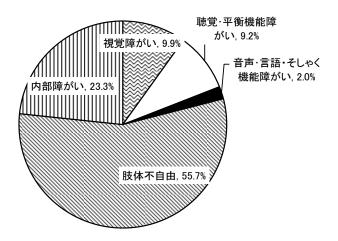
区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
	合 計	922	897	847	834	819
丘	18歳未満	9	10	11	10	7
年 代 別	18歳~64歳	232	221	206	195	192
万川	65歳以上	681	666	630	629	620
	1級	247	248	233	238	239
障	2級	175	166	153	145	140
かい	3級	132	123	118	116	111
障がい程度別	4級	201	196	191	185	184
剜	5級	84	80	79	77	73
	6級	83	84	73	73	72
	視覚障がい	98	95	83	83	81
障が	聴覚・平衡機能障がい	94	92	84	78	75
障がい種別	音声・言語・そしゃく機能障がい	20	18	18	16	16
<u>悝</u>   別	肢体不自由	527	505	485	476	456
	内部障がい	183	187	177	181	191

資料:健康福祉課(各年度9月30日現在)

#### <障がい程度別の割合(令和2年度)>

#### <障がい種別の割合(令和2年度)>





## 2 知的障がいのある人の状況

療育手帳\*2の所持者数は、平成28年度の141人と令和2年度の155人を比較すると14人増加しました。

年代別でみてみると、令和2年度では、18歳以上64歳以下の療育手帳所持者数は115人と全体の74.2%と大部分を占めました。障がい程度別でみてみると、令和2年では、重度である療育手帳Aの所持者のほうが、中・軽度のBよりも少なく、療育手帳Aの所持者が75人で、全体の48.4%となりました。

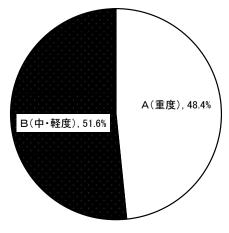
#### <療育手帳所持者数の推移>

単位:人

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合 計		141	150	147	150	155
	18歳未満	25	27	27	26	28
年代別	18歳~64歳	105	111	109	113	115
	65歳以上	11	12	11	11	12
障がい	A(重度)	78	78	74	73	75
程度別	B(中·軽度)	63	72	73	77	80

資料:健康福祉課(各年度9月30日現在)

<障がい程度別の割合(令和2年度)>



### 3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳\*3の所持者数は、平成28年度の95人から令和2年度には105人となり、10人増加しました。

年代別でみてみると、令和2年度では、18歳から64歳までの精神障害者保健福祉手帳所持者数が78人で、全体の74.3%を占めました。障がい程度別でみてみると、令和2年度では、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が62人で、全体の59.0%を占めました。

また、自立支援医療\*4 (精神通院医療)の受給者数は、平成28年度の167人と令和2年度の180人を比較すると13人増加しました。

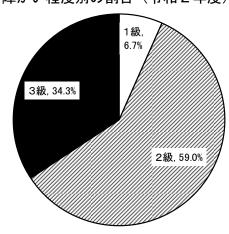
#### <精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位:人

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合	計	95	99	100	100	105
	18歳未満	0	0	1	1	2
年代別	18歳~64歳	72	74	76	76	78
	65歳以上	23	25	23	23	25
Π <del>ά</del> . L δι ,	1級	7	7	8	8	7
障がい 程度別	2級	62	61	59	59	62
7王/文//7	3級	26	31	33	33	36

資料:健康福祉課(各年度9月30日現在)

<障がい程度別の割合(令和2年度)>



<自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移>

単位・人

					+4.7
区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	167	175	170	184	180

資料:健康福祉課(各年度9月30日現在)

### 4 難病患者の状況

「難病\*5」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律\*6」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病\*7や筋萎縮性側索硬化症(ALS)\*8などが難病に該当します。

難病のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患(11疾患群)が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。 令和元年7月から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、また、小児慢性特定疾病は762疾病となりました。

令和2年度の特定医療費(指定難病)受給者証\*9の所持者数は95人、小児慢性特定疾病 医療受給者証\*10の所持者数は7人となりました。

#### <特定疾患医療受給者証所持者数などの推移>

単位:人

区 分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数 (特定医療費(指定難病)支給認定者数)	131	133	106	96	95
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数)	2	5	6	8	7

資料:福岡県(各年度4月1日現在)

- \*1 **身体障害者手帳:**身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級~6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)などに分けられる。
- \*2 **療育手帳**:児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。
- \*3 精神障害者保健福祉手帳:精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- \*4 **自立支援医療**:心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

- \*5 **難病**: 医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱おいて、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。
- \*6 **難病の患者に対する医療等に関する法律**: 難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に 関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病 の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。
- \*7 パーキンソン病:進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる(振戦)、動きが遅くなる(無動)、筋肉が硬くなる(固縮)、体のバランスが悪くなる(姿勢反射障がい)、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。
- \*8 **筋萎縮性側索硬化症 (ALS):** 重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する (人工呼吸器の装着による延命は可能)。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。
- \*9 **特定医療費(指定難病)受給者証**:難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。
- \*10 **小児慢性特定疾病医療受給者証:** 小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に 交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が 定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保 護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

## 第3節 サービス給付費の状況

障がい福祉サービス\*1や障がい児福祉サービス\*2などのサービス給付費は、平成27年度に422,160千円であったものが、令和元年度には519,372千円となり、この間97,212千円増加しました。

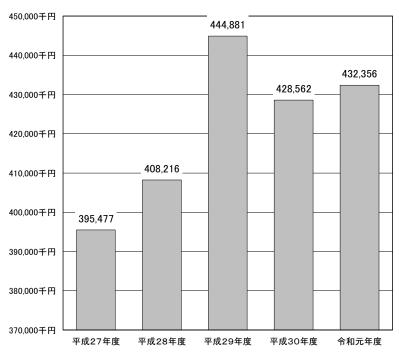
障がい福祉サービス給付費(自立支援給付費)は、平成27年度から平成29年度の間は増加しましたが、その後減少に転じ、令和元年度には432,356千円となりました。一方、障がい児給付費は、平成27年度以降、増加を続け、平成30年度には大きく増加しました。また、平成27年度には自立支援給付費がサービス給付費の93.7%を占めていましたが、令和元年度には83.2%まで減少し、障がい児給付費の占める割合は、3.9%から15.0%に大きく増加しました。

#### <サービス給付費の推移>

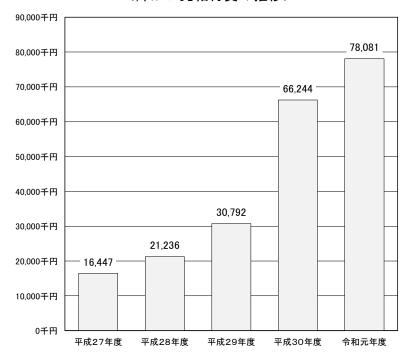
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援給付費	395, 477 千円	408, 216 千円	444,881 千円	428, 562 千円	432, 356 千円
障がい児給付費	16, 447 千円	21, 236 千円	30, 792 千円	66, 244 千円	78,081 千円
地域生活支援事業*3費	10, 236 千円	9, 562 千円	11, 459 千円	8, 612 千円	8, 935 千円
総数	422, 160 千円	439,014 千円	487, 132 千円	503, 418 千円	519, 372 千円

資料:健康福祉課

#### <自立支援給付費の推移>



#### <障がい児給付費の推移>



<sup>\*1</sup> **障がい福祉サービス:**障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

<sup>\*2</sup> **障がい児福祉サービス**: 障がいのある子どもを支えるための児童福祉法に基づくサービス。未 就学児を対象とした児童発達支援、就学児が授業後や休みの日に通う放課後等デイサービス、保 育所等訪問支援などがある。

<sup>\*3</sup> 地域生活支援事業:障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が実施されている。

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本的な視点

### 1 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会\*1」の実現をめざします。そのために、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などについての取組を計画的に推進します。

### 2 自己決定の尊重と意思決定の支援

「地域共生社会」を実現するため、障がいのある人や障がいのある子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮することを大切にします。

障がいのある人が必要とする障がい福祉サービス\*2及び相談支援、地域生活支援事業\*3、ならびに障がいのある子どもが必要とする障がい児通所支援\*4及び障がい児相談支援、その他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、それらのサービスや支援の提供体制の整備を推進します。

## 3 身近で一元的な障がい福祉サービスなどの提供

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していましたが、障害者自立支援法の施行、さらに、同法が改正された障害者総合支援法\*5において、障がい福祉サービスや地域生活支援事業が共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが確立しました。また、障がい福祉サービスや地域生活支援事業、障がい児通所支援の対象となる範囲として、発達障がいや高次脳機能障がい\*6については、精神障がいに含むことが確認されるとともに、難病患者も含むものとされました。

このような障がい種別などの違いを越えた一元的なサービスや支援の提供の仕組みのもとで、一人ひとりのニーズに応じて、可能な限り身近な地域でサービスを提供できる体制を整えていくとともに、広域的な連携を強化しながら、量や質の充実を図ります。

相談支援ならびに障がい児相談支援においては、ケアマネジメント\*7の手法を活用しながら、個人の特性を丁寧にとらえ、自己選択と自己決定を尊重し、意思決定を支援することが 重要です。

### 4 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、 その健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある子ども及びその家族 に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい種別に関わらず、 質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援や障がい児支援の充実を図ります。また、 引き続き県の適切な支援を求めながら、障がいのある子どもの地域支援体制の構築を図ります。 す。

障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

- \*3 **地域生活支援事業**:障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業が実施されている。
- \*4 **障がい児通所支援:**障がいのある子どもを支えるための児童福祉法に基づく支援。自宅から施設・ 事業所に通ってサービスを受けるタイプの事業の総称で、未就学児を対象とした児童発達支援、就 学児が授業後や休みの日に通う放課後等デイサービスのほか、保育所等訪問支援などがある。
- \*5 **障害者総合支援法**: 障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。
- \*6 **高次脳機能障がい**:交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がいが起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。
- \*7 **ケアマネジメント**:障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

<sup>\*1</sup> 地域共生社会:高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

<sup>\*2</sup> **障がい福祉サービス:**障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

## 第2節 サービス・支援の体系

サービス・支援・事業	サ-	-ビス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
			①居宅介護 (ホームヘルプ)
			②重度訪問介護
	1	訪問系サービス	③同行援護
			④行動援護
			⑤重度障害者等包括支援
			①生活介護
		日中活動系サービス	②自立訓練(機能訓練)
			③自立訓練(生活訓練)
			④就労移行支援
<b>障がい福祉サービス</b>	2		⑤就労継続支援(A型)
			⑥就労継続支援 (B型)
			⑦就労定着支援
			⑧療養介護
			⑨短期入所 (ショートステイ)
			①自立生活援助
	3	居住系サービス	②共同生活援助(グループホーム)
			③施設入所支援
			①地域移行支援
	4	相談支援	②地域定着支援
			③計画相談支援

サービス・支援・事業	サ-	-ビス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
			①理解促進研修・啓発事業
			②自発的活動支援事業
			③相談支援事業
			④成年後見制度利用支援事業
	4	心体束要	⑤成年後見制度法人後見支援事業
地域生活支援事業	1	必須事業	⑥意思疎通支援事業
			⑦日常生活用具給付等事業
			⑧手話奉仕員養成研修事業
			⑨移動支援事業
			⑩地域活動支援センター機能強化事業
			①日常生活支援
	2	任意事業	②社会参加支援
			③就業・就労支援
			①児童発達支援
障がいのある	1	通所支援	②放課後等デイサービス
子どもへの支援			③保育所等訪問支援
	2	障がい児相談支援	①障がい児相談支援

## 第4章 障がい福祉サービス

## 第1節 訪問系サービス

## 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、 令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗 じることで、各サービスの見込量を算出しました。

#### ① 居宅介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

実績及び見込量		実	績	見込み	第6期(見込み)		
	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
居宅介護(ホームヘルプ)	実人数 (/月)	18	18	17	18	18	18
	時間(/月)	195	190	184	195	195	195

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護 が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

		実	績	見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
<b>手</b>	実人数 (/月)	1	1	1	1	1	1
重度訪問介護	時間(/月)	62	62	62	62	62	62

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに連れて行くだけではなく、外出先での情報提供や代読・ 代筆などの役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において無くてはなら ないサービスです。

		実	実績 見込み		第6期(見込み)			
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和	
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	
同行援護	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0	
	時間(/月)	0	0	0	0	0	0	

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る 危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介 護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神 障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

		実	績	見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
行動援護	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0
	時間(/月)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、 重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供し ます。

このサービスでは、さまざまなサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、た とえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

実績及び見込量		実	績	見込み	第6期(見込み)		
	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
重度障害者等包括支援	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0
	時間(/月)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

## 2 支援の方向性

障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

## 第2節 日中活動系サービス

## 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、 令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗 じることで、各サービスの見込量を算出しました。

#### ① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、 調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談・助言やその他の必要な日常生活上の 支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必 要な援助を行います。

このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進を支援します。

		実	実績		第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
実人 生活介護	実人数 (/月)	55	56	58	60	62	64
工心儿设	人日(/月)	1, 155	1, 166	1, 198	1, 260	1, 302	1, 344

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ② 自立訓練(機能訓練)

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。

このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練 などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある人などの地 域生活への移行を支援します。

		実績		見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
自立訓練(機能訓練)	実人数 (/月)	0	0	0	1	1	1
	人日 (/月)	0	0	0	10	10	10

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ③ 自立訓練(生活訓練)

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

		実	績	見込み	第6	期(見込	み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
自立訓練(生活訓練)	実人数 (/月)	2	0	0	2	2	2
	人日(/月)	27	0	0	30	30	30

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

このサービスでは、一般就労\*1に必要な知識や能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

		実	績	見込み	第6	期(見込	み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
+ <b>** ** * * *</b>	実人数 (/月)	3	3	2	3	3	3
就労移行支援 	人日(/月)	56	46	34	57	57	57

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑤ 就労継続支援(A型)

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就 労への移行をめざします。

	実績		見込み	第6期(見込み)			
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
<b>计光继续</b> 主控 ( A 刑)	実人数 (/月)	13	12	13	14	15	16
就労継続支援(A型) 	人日 (/月)	272	245	244	294	315	336

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑥ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行をめざします。

	実績		見込み	第6期(見込み)		み)	
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
就労継続支援(B型)	実人数 (/月)	39	42	45	48	51	54
机力枢机又拔(B亞)	人日(/月)	764	814	877	960	1, 020	1, 080

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑦ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、 一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福 祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。

このサービスを通じて、通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。

		実績		見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
就労定着支援	実人数 (/月)	1	1	1	1	2	3

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑧ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

	実績		績	見込み	第6	期(見込	み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
療養介護	実人数 (/月)	2	2	2	2	2	2

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ⑨ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、 障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、 排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。

	実績見込		見込み	第6期(見込み)			
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
短期入所(ショートステイ)	実人数 (/月)	5	6	1	6	6	6
福祉型	人日(/月)	34	41	2	42	42	42
短期入所(ショートステイ)	実人数 (/月)	1	1	1	1	1	1
医療型	人日 (/月)	14	14	14	14	14	14

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

### 2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業者などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。あわせて、公共職業安定所\*2や保健福祉環境事務所\*3、商工会、障がい福祉サービス事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センター\*4などの関係機関とのネットワークの形成及び障害者トライアル雇用\*5やジョブコーチ\*6制度\*7などの活用を促進します。

- \*3 保健福祉環境事務所: 県の機関で、県民の健康づくりや食中毒、感染症への対応、犬猫の引取、特定疾患や未熟児への医療費助成、母子家庭、生活困窮者への生活支援、医療機関や介護事業者の許認可・指定指導、廃棄物対策、大気・水質の保全、地球温暖化対策、生物多様性保全など、保健・福祉・環境に関する相談やサービスの提供、ならびに県下、市町村への専門的・技術的助言を行っている。
- \*4 **障害者就業・生活支援センター**: 就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。
- \*5 **障害者トライアル雇用:**障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法等の労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険等が適用される。
- \*6 **ジョブコーチ**:障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。
- \*7 **ジョブコーチ制度**:障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

<sup>\*1</sup> 一般就労:民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

<sup>\*2</sup> **公共職業安定所**:通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

### 第3節 居住系サービス

### 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の各サービスの利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、 想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

#### ① 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人などが居宅における自立 した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問によ り、または随時通報を受け、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助 言など援助を行うサービスです。

このサービスを通じて、居宅などでの生活をはじめた障がいのある人の地域生活の継続と定着をめざします。

		実	実績		第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
自立生活援助	実人数 (/月)	0	0	0	1	1	1
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ② 共同生活援助 (グループホーム)

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の 安定などが期待されます。ただし、共同生活が苦手な利用者にとってはデメリットとなる こともあります。

		実	実績		第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数(/月)	33	34	37	39	41	43
内、精神障がいのある人		11	10	11	12	13	14

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

		実績		見込み	第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
施設入所支援	実人数 (/月)	30	30	29	29	29	29

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

### 2 支援の方向性

共同生活援助(グループホーム)については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後も重要と考えられます。自立生活援助についても同様です。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業者や障がいのある人に関わる諸団体などへの情報提供などを行い、適正な運用の支援に努めます。

施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

### 第4節 相談支援

### 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の障がい福祉サービスの利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

#### ① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。

このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入 所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への 円滑な移行をめざします。

		実績		見込み	第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0

#### ② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安 定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続を めざします。

		実績		見込み	第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
地域定着支援	実人数	0	0	0	0	0	0
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0

#### ③ 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング(効果の分析や評価)し、必要に応じて見直しを行います。

		実績		見込み	第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
計画相談支援	実人数	137	138	142	154	160	166

### 2 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービス を利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援(住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等)の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

# 第5章 地域生活支援事業

### 第1節 必須事業

### 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### ① 理解促進研修·啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をする上で生じる「社会的障壁\*1」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

具体的には、ひまわりフェスタや人権同和問題地域懇談会などを通して、障がい及び障がいのある人や障がいのある子どもについて理解を深めるとともに、地域社会での支援のあり方についての啓発活動を行います。

#### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

具体的には、障がいのある人の支援活動を行うボランティア団体などを支援するとともに、障がいのある人やその家族の団体などに対しては、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での避難行動要支援者\*2を含めた避難訓練を検討し、その実施にあたっての支援に努めます。

#### ③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利 擁護\*3のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

#### 【障がい者相談支援事業】

障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

桂川町では、飯塚市と嘉麻市の広域で本事業を実施しています。

障がい者相談支援事業	実施形態	広域:飯塚圏域(桂川町、飯塚市、嘉麻市)
	実施者	委託先:飯塚市・嘉麻市・桂川町
	<del>天</del> 旭伯	障がい者基幹相談支援センター

#### 【基幹相談支援センター等機能強化事業】

桂川町における相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター\*4に配置し、相談支援機能の強化を図ることや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者などに対する専門的な指導や助言、情報収集や提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とするものです。

桂川町では、飯塚市と嘉麻市の広域で基幹相談支援センターを設置しています。

飯塚市役所穂波庁舎に設置している基幹相談支援センターを相談支援事業の委託先である3か所の障がい者生活支援センターが相互に連携して運営します。

#### 【住宅入居等支援事業】

知的障がいや精神障がいのある人などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

- 4-7 - 3-7 17 -		実	績	見込み	第6	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和	
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度	
障がい者相談支援事業	実施か所数	5	5	4	3	3	3	
基幹相談支援センター	設置か所数	1	1	1	1	1	1	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	のべ件数	1	2	1	1	2	2	

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、または利用しようとする知的障がいのある人、精神障がいのある人に対して、成年後見制度\*5の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

		実	績	見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	0	0	1	1	1	1

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

第1節 必須事業

#### ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者\*6や手話奉仕員\*7の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

また、遠隔手話通訳の活用など、災害時の対応や感染症対策などのための体制づくりに努めます。

意思疎通支援事業	実施形態	町単独			
息心 <b></b> 成少人	実施者	委託先:桂川手話の会など			

実績及び見込量		実	績	見込み	第6期(見込み)		
	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		3 0 年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
手話奉仕員派遣	のベ回数	67	144	120	150	150	150
手話通訳者派遣	のべ回数	07	144	120	130	130	130
手話通訳者設置	設置人数	0	0	0	0	0	1

#### ⑦ 日常生活用具給付等事業

改修費)

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具\*8の給付または 貸与を行います。

介護·訓練支援 用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいすなどのうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のうち、 障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実 用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在 宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用 することができるものであって、実用性のあるもの。
情報·意思疎通 支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援 用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用 具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することが できるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具(住宅	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設 置に小規模な住宅改修を伴うもの。

			実	績	見込み	第6	期(見込	み)
	実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
			30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
日	常生活用具給付事業							
	介護・訓練支援用具		0	3	5	5	5	5
	自立生活支援用具		4	6	5	5	5	5
	在宅療養等支援用具	© 3 lt #F	4	5	5	5	5	5
	情報·意思疎通支援用具	のべ件数	2	4	1	1	2	2
	排泄管理支援用具		467	429	450	450	450	450
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	2	1	2	2	2

※件数は、1か月分を1件とする。

#### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、桂川町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

		実	績	見込み	第6期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	12	7	5	10	10	10

#### ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。 個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援(個別支援型)、グループ活動などの複数に対する同時支援(グループ支援型)を行います。

実績及び見込量単位		実	績	見込み	第6期(見込み)		
	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
移動支援事業 -	実利用者数	15	12	12	12	12	12
	のべ時間	1, 273	1, 206	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200

#### ⑪ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター\*9では、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機 会の提供、社会との交流の促進などを行います。

桂川町では、地域活動支援センター I 型を飯塚市と嘉麻市の広域で設置しています。

地域活動支援センター I 型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など (基礎的事業)に加え、その機能を強化するため、専門職(精神保健福祉士など)を配置 し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育 成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談 支援事業もあわせて実施します。

地域活動支援センター	実施形態	広域:桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託先: NPO <sup>*10</sup> 嘉飯山ネット BASARA
		施設:地域活動支援センター izumi

		実績 見込み 第6期(見込					み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		3 0 年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
地域活動支援センターI型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

### 2 支援の方向性

事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

- \*2 **避難行動要支援者:**平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、 乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難など に特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるこ とが規定された。
- \*3 権利擁護:生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組のこと。
- \*4 **基幹相談支援センター:**障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担う。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関する相談など、さまざまな相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を続けていくことができるよう支援する。
- \*5 成年後見制度:知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保

<sup>\*1</sup> **社会的障壁**: 障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒の学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。

護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う 代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことが できるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

- \*6 **手話通訳者:**手話を用いて、聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人と、それらの障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。
- \*7 **手話奉仕員**: 聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。
- \*8 **日常生活用具**: 障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められる もの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進 すると認められる用具。
- \*9 **地域活動支援センター:**障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、 障がいのある人の日中の活動をサポートする場。
- \*10 NPO(法人): NPOとは、Nonprofit Organization またはNot-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

### 第2節 任意事業

## 1 サービスの内容、実績及び見込量

「第1節 必須事業」のほか、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために求められる日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)や社会参加支援(自動車運転免許取得・改造費助成)、就業・就労支援(更生訓練費給付)を行います。

#### ① 日常生活支援

#### 【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問 し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

#### 【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人\*1や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

		実	績	見込み	第6	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和	
		30年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5年度	
=LBB 7 W H	実利用者数	1	0	0	1	1	1	
訪問入浴サービス 	のベ回数	22	0	0	20	20	20	
日中一時支援	実利用者数	6	6	6	6	6	6	
	のベ回数	339	138	120	130	130	130	

#### ② 社会参加支援

#### 【自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成】

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

		実	績	見込み	第6期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度
自動車運転免許取得費助成	のべ件数	1	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	のべ件数	1	2	2	2	2	2

#### ③ 就業·就労支援

#### 【更生訓練費給付】

社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障がいのある人に対し、更生訓練費を支給します。

		実	績	見込み	第6	期(見込	み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		3 0 年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度	5年度
更生訓練費給付	のべ件数	0	0	0	1	1	1

### 2 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその 家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わ せた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

<sup>\*1</sup> 社会福祉法人: 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

# 第6章 障がいのある子どもへの支援

### 第1節 通所支援

### 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の各サービスの利用者数ならびに利用量の実績を基礎として、 令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらを乗 じることで、各サービスの見込量を算出しました。

#### ① 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。

		実績		見込み	第2期(見込み)		
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
   児童発達支援	実人数 (/月)	22	20	21	22	23	24
<b>元里光连又版</b>	人日(/月)	248	243	198	264	276	288
医療型児童発達支援	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0
区原生儿里无廷又饭	人日(/月)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0
古七初问至元里先连又拔	人日 (/月)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

		実績		見込み	第2期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
放課後等デイサービス	実人数 (/月)	15	22	34	44	54	64
放訴後等 / イリーこへ	人日 (/月)	201	217	358	572	702	832

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

#### ③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

		実績		見込み	第2期(見込み)		み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
<b></b>	実人数 (/月)	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人日(/月)	0	0	0	0	0	0

※平成30年度~令和2年度の実績・見込みは、8月の値

### 2 支援の方向性

障がい福祉サービス事業者や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を 担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族 の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

### 第2節 障がい児相談支援

### 1 サービスの内容、実績及び見込量

#### 【見込量の算出方法】

平成30年度~令和2年度の障がい児通所支援の利用者数の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数を統計学的に予測することで、各サービスの見込量を算出しました。

#### 【サービスの内容】

障がいのある子どもが障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を 利用する前に障がい児支援利用計画を作成し(障がい児支援利用援助)、通所支援開始後、一 定期間ごとにモニタリングを行う(継続障がい児支援利用援助)などの支援を行います。

		実	績	見込み	第2	期(見込	み)
実績及び見込量	単位	平成	令和	令和	令和	令和	令和
		30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	5年度
障がい児相談支援	年間利用者数	42	57	74	134	148	162

### 2 支援の方向性

サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じた サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象と なる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働 きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

# 第7章 令和5年度に向けた数値目標

障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数值	考え方
入所者数 (基準値)	30 人	令和元年度末の人数 (A)
目標年度入所者数	29 人	令和5年度末時点の利用見込み (B)
目標値	1人	(A) - (B) = (C)
(削減見込み)	3.3%	(C) ÷ (A) = (D) (国の基準 1.6%以上)
目標値	2 人	施設入所からグループホーム等への移行者数(E)
(地域生活移行数)	6.6%	(E) ÷ (A) (国の基準 6 %以上)

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めていくためには、精神科病院や地域相談支援を行う事業所などによる努力だけでは限界があり、町や関係行政機関を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要になります。このようなことから、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人の支援にも対応した地域包括ケアシステム\*1の構築を進めることが大切になります。

桂川町では、令和3年度をめどに、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク\*2による協議の場を設け、必要に応じて専門部会の設置について検討します。なお、協議の場においては、圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズや課題を整理し、地域移行の推進に努めます。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

同居家族から離れて暮らすことを希望する障がいのある人を支援するために、地域生活への移行、同居家族から離れて暮らすことに関する相談、ひとり暮らしやグループホームへの 入居などの体験機会や場の提供、ショートステイの利便性の向上などによる緊急時の受入対 応体制の確保、人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保、サービス拠点の整備やコーディネーターの配置など、地域の体制づくりが求められています。

また、障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、地域にお ける支援体制をさらに強化する必要があります。

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会 や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど)を有する拠点をいいま す。地域生活支援拠点等については、このような機能を集約する拠点を整備するもの【多機 能拠点整備型】、もしくは地域における複数の機関が分担して同機能を担う面的な体制づくり 【面的整備型】があります。

桂川町では、令和5年度末までに、飯塚圏域における「面的整備型」による体制づくりをめざします。飯塚市、嘉麻市をはじめ、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの場を用いて、障がい福祉サービス事業所などの関係機関を含めた協議を行うことにより、飯塚圏域におけるニーズ及びサービスや支援などの整備状況と課題などを整理しながら、地域生活支援拠点等の整備を行います。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数值	考え方			
年間一般就労 <sup>*3</sup> 移行者数	2 人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、			
(基準値)	2 入	令和元年度中に一般就労に移行した人の数			
		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、			
日標は (日標左序の左眼		令和5年度中に一般就労に移行する人の数			
目標値(目標年度の年間	3 人	(国の基準:令和元年度の基準値の1.27倍以上。内、就労			
一般就労移行者数) 		移行支援は1.3倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、			
		就労継続支援 B 型は 1.23倍以上)			
		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、			
目標値(目標年度の就労定着	3 人	令和5年度中に一般就労に移行する人のうち、就労定着支援			
支援事業利用者数)		事業を利用している人の数			
		(国の基準:7割が就労定着支援事業を利用)			

<sup>※</sup>就労定着支援事業所のうち、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着者数の割合)が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることをめざします。

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

#### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター\*4については、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け、障がい児通所支援\*5などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図っていくことが大切となります。

令和2年10月現在、以下の2つの児童発達支援センターが、飯塚市に設置されています。

- 児童発達支援センター こどもの森(社会福祉法人 佐与福祉会)
- まどか園(社会福祉法人 穂波学園)

桂川町では、飯塚市、嘉麻市と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関などとの連携を働きかけ、飯塚圏域における障がい児通所支援の体制整備の充実を図ります。

また、保育所等訪問支援\*6は、平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により創設された支援であり、平成30年度からは、訪問支援の対象が従来の保育所や認定こども園\*7、放課後児童クラブ\*8、幼稚園、小学校及び特別支援学校\*9などに加えて、乳児院\*10や児童養護施設\*11に入所している施設に拡大されました。

桂川町では、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの場を活用するなどして地域の 支援のニーズを把握するとともに、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障がい児 入所施設などが付加機能として実施することも考えられることから、同事業の充実に向けて 関与していきます。

また、訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などに対して事業の 趣旨を説明し、協力を求めながら、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めます。

### (2) 重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がいのある子どもが身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けることができるように、飯塚市、嘉麻市と連携し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行うことで、支援体制の充実を図ります。

# (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置

桂川町では、平成29年度に飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる医療的ケアを必要とする人の地域支援に関する意見交換会を実施し、地域の課題の解決を目的とした専門部会を設置しました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行うとともに、令和5年度末までに、医療的ケア児\*12などに関するコーディネーターを配置するよう努めます。

<sup>\*1</sup> **地域包括ケアシステム**:団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供されるケアシステム。

- \*2 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク:平成21年度に地域自立支援協議会として発足 (飯塚市・嘉麻市・桂川町の共同設置)。相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関す るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置し、圏域における 障がい者福祉に関する課題等について具体的な協議を行うことで、圏域の障がい者福祉に関する 問題の解決やネットワークの構築のための中心的役割を担う協議会をめざしたもの。
- \*3 一般就労:民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。
- \*4 **児童発達支援センター**: 地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。障がいのある子どもに対する通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われた。
- \*5 **障がい児通所支援:**障がいのある子どもを支えるための児童福祉法に基づく支援。自宅から施設・ 事業所に通ってサービスを受けるタイプの事業の総称で、未就学児を対象とした児童発達支援、就 学児が授業後や休みの日に通う放課後等デイサービスのほか、保育所等訪問支援などがある。
- \*6 **保育所等訪問支援**: 児童福祉法に基づく、訪問支援員が障がいのある子ども本人が通う保育所などに訪問し、障がいのある子ども本人が障がいのない児童との集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス。
- \*7 **認定こども園**: 就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。幼稚園や保育所などのうち一定の基準を満たす施設を、都道府県知事が認定する。認定こども園は、母体となる施設によって、①認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、②認可幼稚園が保育所機能を備えた「幼稚園型」、③認可保育所が幼稚園機能を備えた「保育所型」、④認可されていない地域の教育・保育施設が必要な機能を果たす「地方裁量型」の4つのタイプがある。
- \*8 **放課後児童クラブ:**正式には、「放課後児童健全育成事業」。児童福祉法に基づき、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に空き教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。
- \*9 特別支援学校:障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。
- \*10 **乳児院:**児童福祉法に基づく、児童福祉施設の一つ。保護者がいない、または保護者の事情で家庭での養育ができない乳児(1歳未満。ただし、特に必要がある場合は小学校就学前の幼児も入所が可能)を預かって養育する施設。短時間の利用や、子育てに関する相談なども行っている。
- \*11 **児童養護施設**:児童福祉法に基づく、児童福祉施設の一つ。保護者のいない児童(1歳から 18歳までの児童。ただし、特に必要がある場合は、乳児(1歳未満)の入所や20歳までの入 所延長が可能。以下同様)、虐待を受けている児童、家庭環境やさまざまな事情により家庭での 養育が難しい児童を入所させて養護を行う施設。家庭に替わる生活の場であり、学校などにも本 施設から通う。また、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も併せて行っている。
- \*12 **医療的ケア児**:人工呼吸器の装着や、その他日常生活を営むために医療を要する状態にある 障がいのある子ども。

# 資料編

### 1 桂川町障害者施策推進協議会規則

〇桂川町障害者施策推進協議会規則

平成20年9月24日 規則第14号 改正 平成24年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果 を町長に答申するものとする。
- (1) 障害者福祉計画の策定及び推進並びに障がい福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10名以内をもつて組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者(児)福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、初回の任期は、平成21年3月末日までとする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第3号)

この規定は、公布の日から施行し、平成23年6月30日から適用する。

# 2 桂川町障害者施策推進協議会委員名簿

選出団体等名	役職名	氏名	備考
桂川町議会	文教厚生委員会 委 員	〇吉川 紀代子	
桂川町民生児童委員協議会	総務部会長	中嶋 淑恵	
桂川町社会福祉協議会	会 長	◎田中 光朗	
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	芳中 リツ子	
桂川手話の会	顧問	右田 よう子	
桂川町手をつなぐ育成会	会 長	田中 千津代	
桂川町教育委員会	教 育 委 員	新宮 鈴香	
桂川町区長会	区長	池部 稔	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	村谷京子	
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	山口 克也	

◎:会長 ○:副会長

任期:平成31年4月1日~令和3年3月31日

# 3 計画策定の経緯

В	程	協議会	議題等			
令和2年	9月28日	第1回協議会	計画策定の趣旨と方法の説明			
令和2年1	1月30日	第2回協議会	計画骨子案の説明、協議			
令和3年	1月26日	第3回協議会	計画素案の説明、協議			
パブリックコメント(令和3年3月5日~3月18日)						

# 桂川町

# 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

 $\mathsf{TEL} : 0948\text{-}65\text{-}0001 \diagup \mathsf{FAX} : 0948\text{-}65\text{-}0078$ 

E-mail: koreisha-josei@town.keisen.fukuoka.jp

